

## 第4章 全体構想

### 4.1 土地利用の方針

#### <基本的な考え方>

本市は南部から北部に向かって、森林地域から中山間地域、盆地地域、平野地域、都市的地域、海浜地域と連なる多様な土地資源を有しています。土地利用にあたっては、これら恵まれた自然や優れた景観の保護・保全、継承とあわせ、均衡ある土地利用・開発を誘導していきます。

以下に土地利用の基本方針を示します。

#### ①地域特性を生かした土地利用

- ・本市全域の調和のとれたまちづくりのため、それぞれの地域形成の過程や現況の機能を踏まえた市街地形成や田園集落の整備や森林地域、海浜地域の保全などの土地利用を行います。

#### ②地域内の連携と広域的視野の土地利用

- ・地域の個性的な魅力を引き出す土地利用と同時に、本市のなかで求められる新たな連携による合理的な土地利用を目指します。特に、駅館川の上・下流域での連携や森林と海浜との相互協力による適正な国土の維持に努めます。

#### ③自然環境の保全に着目した土地利用

- ・企業誘致や住宅地開発、商業・観光開発など、都市的機能の整備のための土地需要や、道路整備をはじめとした公共施設整備用地への土地利用転換は、自然環境の保全、景観の維持や創造に十分配慮しながら秩序ある土地利用を推進します。

#### 4.1.1 土地利用の基本方針

##### ①市街地ゾーン（用途地域内）……………今後も積極的に住環境の整備を行うゾーン

- ◆白地地域からの集約を目指し、公共投資を集中します。
- ◆用途地域内未利用地を中心に、宅地化誘導を推進します。
- ◆地域に密着した道路整備、公園整備などにより安全、安心な市街地の形成を図り、子育て世代や高齢者が暮らしやすいまちづくりを目指します。
- ◆四日市・駅川中心市街地、柳ヶ浦・長洲市街地、宇佐市街地ごとにそれぞれの役割分担を明確にし、地区の特性に考慮した都市整備を推進します。
- ◆四日市・駅川中心市街地と柳ヶ浦・長洲市街地を結ぶ(都)柳ヶ浦上拝田線の沿線においては、既存の市街地が形成されている駅館川沿線について、沿道型サービス施設や良好な住宅地を形成します。

##### ②新市街地ゾーン……………新たな市街地として整備、開発、保全を図るゾーン

- ◆用途地域に隣接し、現に住宅の開発が行われているところやこれからも家が建ちそうなどころについては、新たな市街地と位置づけ、住宅地としての保全のための用途地域の指定等を検討します。
- ◆柳ヶ浦駅の南側については、将来的にタテ軸とヨコ軸が交差する交通の要衝となる可能性を秘めており、市民の日常生活における利便性の向上に配慮した商業地などの土地利用を検討します。

③平野ゾーン（新市街地ゾーンを除く都市計画区域内）

…………農地と宅地の共存、調和のとれた開発を図るゾーン

- ◆宇佐市の特性である「広大な農地」については、食料供給地・景観資源・災害防止機能等の観点から保全を基本とします。
- ◆整備された集団的な優良農地の保全を図りつつ、生産の場と生活の場とが調和した土地利用を促進します。
- ◆宇佐 I C 付近及び宇佐市西部の海岸部において企業立地を推進するとともに、6次産業の推進による土地利用の高度化を図ります。

④山村ゾーン（都市計画区域外）…………自然や良好な環境を維持・保全し共生を図るゾーン

- ◆環境の維持・保全の観点から、積極的な市街化は行いません。
- ◆既存の集落の維持と高齢者の交通手段の確保を図ります。
- ◆支所付近を中心地区（地域の生活拠点）として身近な商業地区及び住宅地区として生活環境の整備を推進します。
- ◆交通利便性の高い安心院 I C 付近において、優良農地の保全と自然との調和に配慮しつつ、工業用地を確保します。

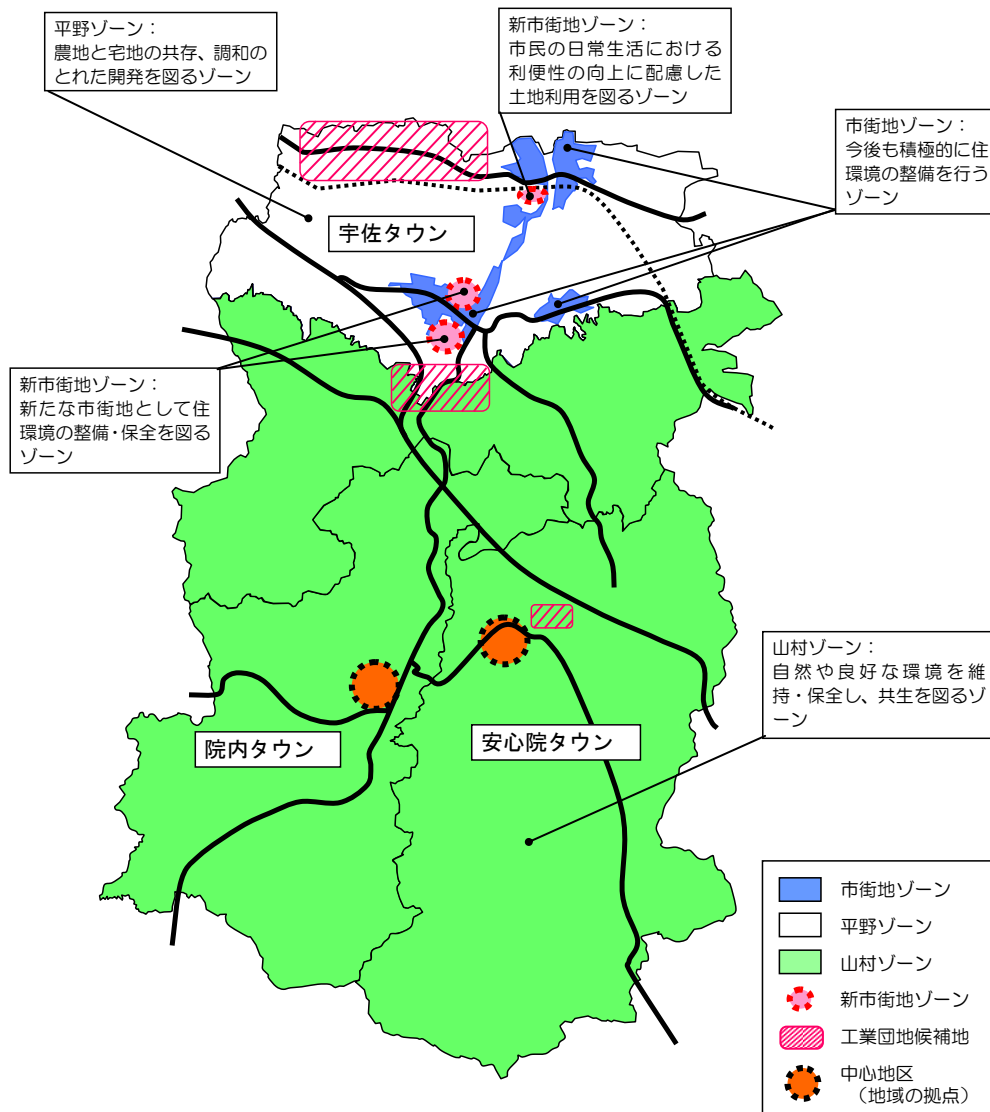


図. 土地利用方針図

## 4.2 道路・交通体系の整備方針

### <基本的な考え方>

宇佐市は合併を繰り返して都市が誕生した背景から、市街地が分散して形成されています。また、産業構造の変化や自動車社会の進展等により道路の交通需要は年々増加しており、市民の生活を支える重要な都市基盤として、安全で利用しやすい道路整備が求められています。そこで、今後は限られた財源の中、広域的視点や市民の利便性を考慮し、効率的かつ計画的な道路整備を促進する必要があります。

バスについては、利用者の減少による運行本数の減少、さらに運行本数の減少による利用者の減少といった悪循環が発生し、市民にとっては利用しにくく縁遠い交通機関となっているのが現状です。しかし、交通渋滞の緩和や地球規模の環境問題への対応といった観点から、今後はバスや鉄道などの公共交通機関の利用促進が求められています。また、高齢化社会の進展に伴い、自家用車を利用できない高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となってきていることから、今後はバス路線の見直しや駅との交通アクセス機能の向上が求められます。

このような課題を踏まえ、本市の交通体系整備の基本方針について、以下のように設定します。

### <整備方針>

#### ①都市間・地域間の連携を強化する広域交通ネットワークの充実

都市間・地域間の連携や交流、産業・観光の活性化に向けた広域的な道路交通体系の構築を目指し、東九州自動車道の早期開通、院内ICの双方向化及び宇佐別府道路の4車線化等、高規格な道路の整備を推進していきます。

また、大分自動車道との連結が期待される国道387号や国道10号などの一般国道、主要地方道等の改良整備を求めることにより、広域的なアクセス強化を図るとともに、(都)柳ヶ浦上栢田線をはじめとする主要幹線道路の整備を推進し、市街地と市街地、市街地と地域の拠点との連携強化に努めます。

市道は、地域の生活に密着した道路として改良や維持補修に努め、市民の安全性、機能性及び利便性の確保を図ります。

#### ②安全・快適な道路環境の整備と歩行者目線によるまちづくり

今後は極端な少子化・高齢化社会の到来が予想されており、高齢者や子育て世代が暮らしやすいまちづくりが求められています。そこで、身近な生活道路を中心に、ガードレールや照明などの交通安全施設の充実やバリアフリー化を図り、安全・安心な道路環境の実現を目指します。また、道路の緑化や街なみの整備・修景など、歩行者の目線に立った歩行空間の確保を推進し、地域の特色を活かした歩いて回れるまち、歩いてみたくなるまちづくりを目指します。

#### ③公共交通機関の利便性の向上

車社会が進展する一方、高齢化社会の到来に伴い、公共交通としての鉄道やバスは、高齢者や子ども、さらに、市外からの来訪者にとって重要な交通手段となっています。また、環境に負荷の少ない交通機関としてその役割は非常に重要です。

本市には6つの鉄道駅がありますが、特急停車駅である柳ヶ浦駅や宇佐駅について、利便

性の向上や駅構内のバリアフリー化を働きかけるとともに、路線バス等との連携を強化し、交通拠点としての機能を高めます。

また、公共交通の空白地域の解消とともに、交通弱者に対する日常の交通手段の確保対策として、路線バス等の運行形態を調査・研究し、効果的かつ効率的なコミュニティバス事業を実施します。

## 4.2.1 道路整備の基本方針

### ①広域交通体系の機能向上と広域交通へのアクセス向上

- ◆ 7つの幹線の整備推進及び7つの幹線へ接続する道路の整備推進により、広域的な連携を強化するとともに、「高速交通ネットワーク」の実現に努めます。
- ◆ 本市と他都市間との道路整備が進展することにより、県北地区の中心としての優位性が向上し、産業・観光などの多彩な交流の促進が期待されるとともに、市内外への通勤者の利便性の向上が期待されます。広域的な道路整備の推進により“定住満足度日本一” “交流満足度日本一”のまちづくりの実現に努めます。

### ②市内各地域の道路ネットワークの強化

- ◆ 本市は江戸時代後期の小藩分立に起因するまちの成り立ちや明治以降の合併の経緯により、市街地や集落が分散して都市が形成されていることから、市としての一体感に欠けています。そこで、市街地と市街地、地域の拠点と市街地間の道路整備を行うことにより、市民の利便性の向上に努めるとともに、新市の一体感の向上に努めます。

### ③市街地内の道路環境の整備

- ◆ 市内の生活道路については、改善が進んでいない路線も多いことから、早急な改善が望まれています。都市計画マスタープラン策定に先立ち行ったアンケート調査においても「既存の住宅地内の生活道路の改善・整備」や「歩道の設置やガードレール、道路照明などの交通安全施設の充実」などが上位を占めていることから、既存の市街地内の道路の拡幅や歩道等の整備を行い、子どもや高齢者が歩いて暮らせる安全・安心なまちづくりを目指します。
- ◆ 中心市街地の活性化やまちの顔づくりを進めるため、電線類の無電柱化や景観に配慮した電柱・照明・標識の整備、宇佐市の特性に適合した街路樹の整備などに取り組みます。

## 4.2.2 道路体系（道路ネットワークの整備方針）

道路整備の基本方針を踏まえ、下記のように道路の機能分類を行います。

### ①主要幹線道路……広域交通体系の機能向上と広域交通へのアクセス向上を図る道路

- 東九州自動車道（(都)三光宇佐線・(都)久々姥山本線）
- 宇佐道路・宇佐別府道路（一部(都)久々姥山本線）
- 国道10号（(都)清水久々姥線・(都)山下法鏡寺線・(都)佐野富山線）・国道213号
- 国道387号（(都)柳ヶ浦上拜田線）・県道宇佐本耶馬溪線
- 国道500号
- 県道佐田駅川線（一部県道山香院内線）
- 県道中津高田線（(都)順風神子山線・(都)松崎住吉線・(都)黒川松崎線）

②地域間幹線道路……市内各地域との道路ネットワークの強化を図る路線

<ul style="list-style-type: none"> <li>○(都)豊前善光寺大塚線 (県道豊前善光寺停車場線・県道宇佐インター線)</li> <li>○(都)長洲北宇佐線 (県道長洲宇佐神宮線)</li> <li>○県道和気佐野線 (フラワーロード)</li> <li>○県道尾永井猿渡線</li> <li>○県道宇佐本耶馬溪線 (一部(都)豊前善光寺大塚線)</li> <li>○県道山袋久々姥線</li> <li>○県道長洲宇佐線</li> <li>○県道下矢部宇佐線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県道山香院内線</li> <li>○県道佐田山香線</li> <li>○県道安心院湯布院線</li> <li>○県道鳥越湯布院線</li> <li>○県道津房木裳線</li> <li>○県道久木野尾尾立線</li> <li>○県道円座中津線</li> <li>○県道耶馬溪院内線</li> <li>○県道落合斉藤線</li> <li>○県道下恵良九重線</li> <li>○広域農道</li> </ul>
---	--

③幹線道路・生活道路……市街地内の道路環境の整備を図る路線

<p>(幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(都)四日市東部線</li> <li>○(都)上田四日市線</li> <li>○(都)上町港線 (県道長洲港線)</li> <li>○(都)長洲港坂の上線</li> <li>○(都)柳ヶ浦駅北線</li> <li>○(都)江須賀小松橋線</li> <li>○(都)山本下拝田線</li> </ul>	<p>(補助幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(都)四日市中央線</li> <li>○(都)本町通り線</li> <li>○(都)上田樋田線</li> <li>○(都)辛島間線</li> <li>○(都)小倉別府線</li> <li>○(都)宇佐神宮西部線</li> <li>○(都)神宮風土記の丘線</li> <li>○(都)中町中浜線</li> <li>○(都)西港町長洲東部線</li> <li>○(都)金屋上町線</li> <li>○(都)金屋坂の上線</li> <li>○(都)江須賀線</li> </ul>
<p>(生活道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要市道</li> </ul>	

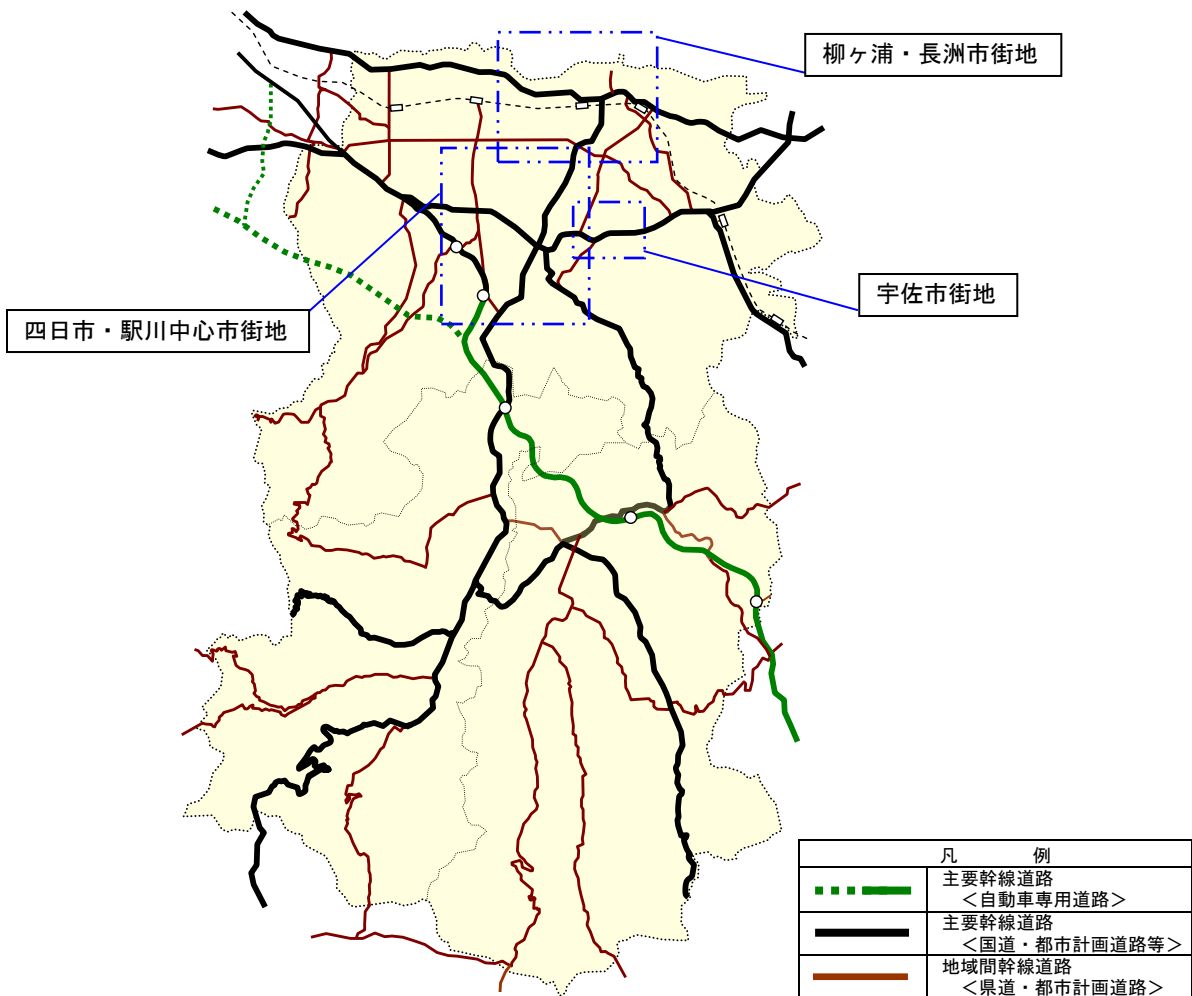
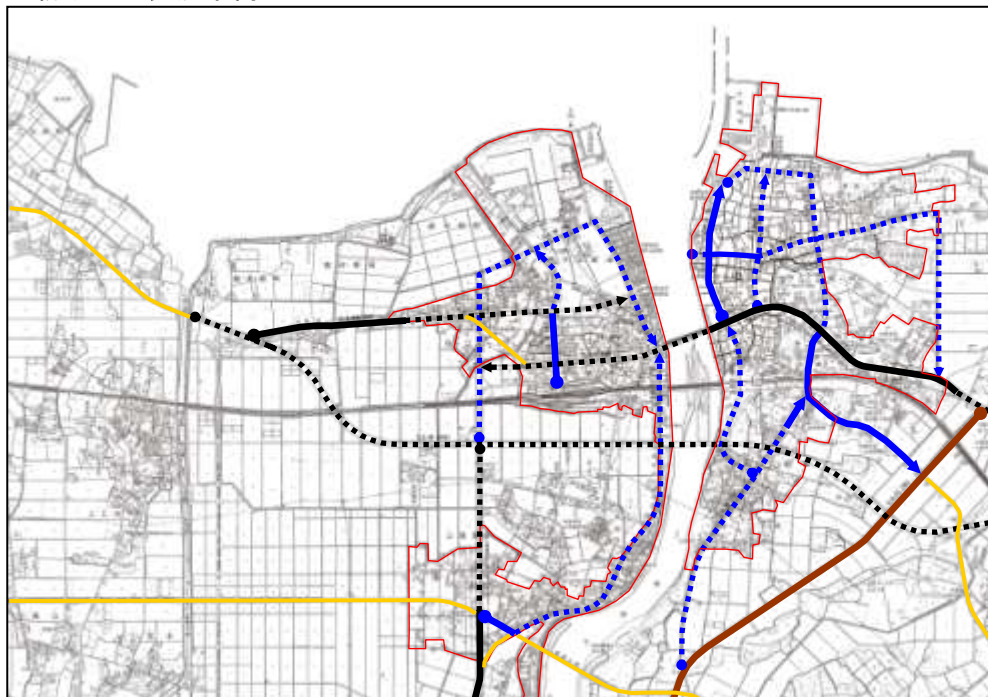
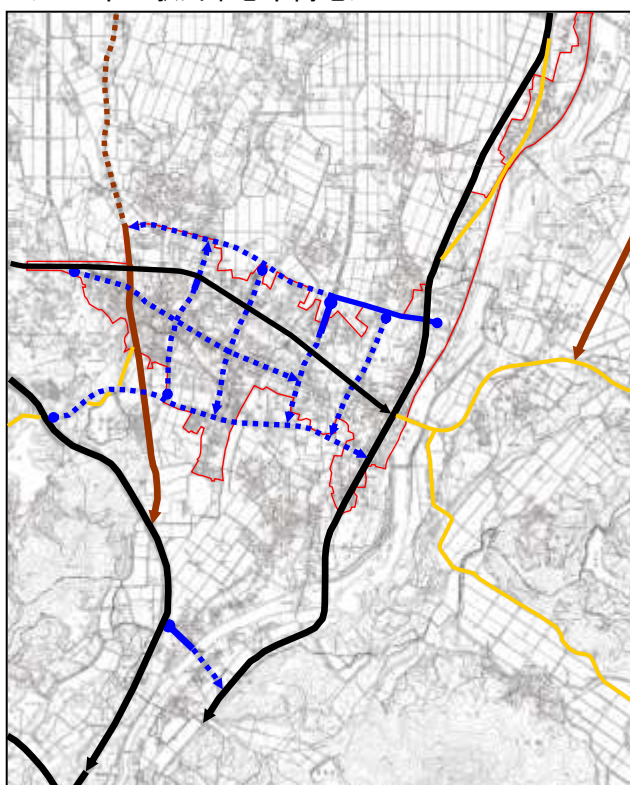


図. 道路整備方針図

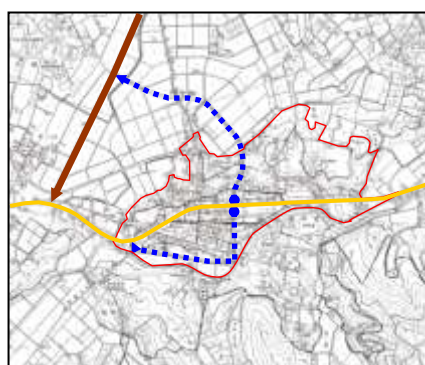
＜柳ヶ浦・長洲市街地＞



＜四日市・駅川中心市街地＞



＜宇佐市街地＞



凡 例	
  (未整備)	主要幹線道路 ＜都市計画道路＞
  (未整備)	地域間幹線道路 ＜都市計画道路＞
  (未整備)	幹線道路 ＜都市計画道路＞
	＜国道・県道＞

### 4.2.3 鉄道

高齢化社会が進展する中で、公共交通機関である鉄道やバスは、高齢者や子ども、市外からの来訪者にとって必要不可欠な交通手段となっています。

本市には6つの鉄道駅がありますが、JR柳ヶ浦駅を玄関駅、JR宇佐駅を観光拠点駅と位置付け、JR利用者の利便性の確保や駅構内のバリアフリー化等を働きかけるとともに、路線バスや自動車との交通結節機能の強化を図ります。

柳ヶ浦駅については、本市の玄関駅としてふさわしい駅前広場の整備やアクセス道路の改善を図り、中心市街地との連携強化に努めます。

### 4.2.4 バス

運行本数の減少などにより、市民にとっては利用しにくい交通機関となっているのが現状です。しかし、高齢化社会の到来に伴い公共交通機関の役割は重要となってきたことから、バス路線の見直しや交通センターの整備等を推進し、市内及び広域交通の核づくりが必要です。

また、公共交通機関に恵まれない地域に居住する高齢者の買い物や通院といった、日常生活にかかる移動手段を確保するため、コミュニティバス事業の一層の充実を図るとともに、路線バスとJRとの連携強化を推進し、公共交通機関の利便性の向上に寄与します。

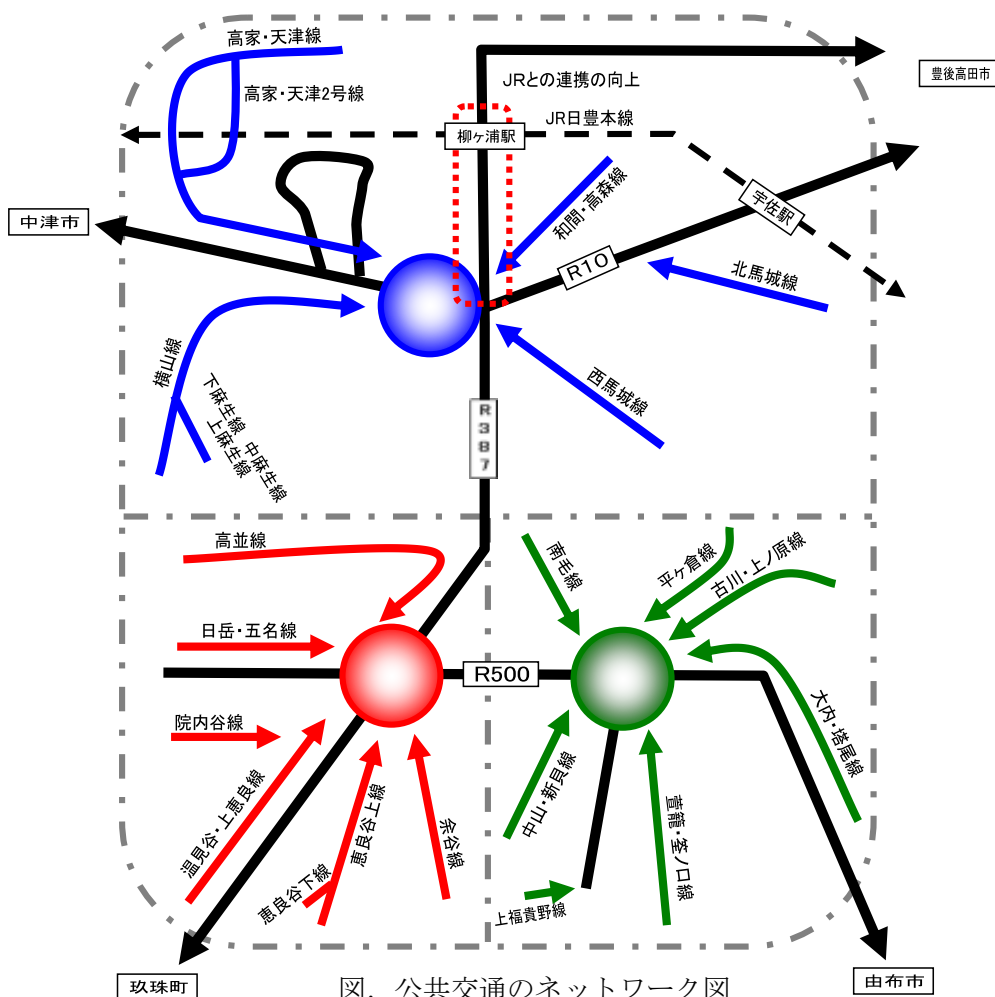


図. 公共交通のネットワーク図

### 4.3 公園・緑地の整備方針

#### <基本的な考え方>

公園や緑地は、コミュニティの場として市民に安らぎや憩いの空間を提供するだけでなく、環境の保全や災害時の避難場所といった機能を果たすことから、安全・安心で快適な生活を送る上で重要な要素となっています。

宇佐市は広大な田園をはじめ、市を南北に貫く駅館川の水辺の緑、耶馬日田英彦山国定公園の一角を形成する森林など、豊富な緑に恵まれています。今後は、緑や水といった資源を将来にわたり保全していくとともに、ネットワーク化やグリーンツーリズム等との連携を図り、宇佐市の特色を活かしたまちづくりへの活用が求められています。

また、宇佐市には、響山地区公園や鷹居地区公園といった都市公園のほか、宇佐市総合運動場、平成の森公園など大規模な公園が整備されていますが、地区によっては公園が少ないところもあります。今後は“定住満足度日本一”のまちづくりに向けて、市街地における適正な都市公園の配置や整備に努めるとともに、宇佐市の歴史や自然を活かした新たな公園施設の整備を検討していきます。

#### 4.3.1 公園・緑地整備の基本方針

##### ①緑と水の環境を保全し、身近な緑を親しみ後世に残す

県下の穀倉地帯である宇佐平野には広大な田園が広がり、新緑や麦秋の景色は宇佐市の代表的な景観となっています。また、市を南北に縦断する駅館川は本市の水と緑の骨格を形成しており、中山間地から九州の屋根である九重山系に通じる森林地帯は市の面積の6割を占めています。

このように、宇佐市は豊かな緑に恵まれています。あまりに身近な存在であるため、市民にとって緑は“保全すべき貴重な資源”との意識が薄く、ともすれば乱開発により簡単に減少していく危険性があります。

緑には、私たちに安らぎや憩いを提供してくれる役割だけでなく、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素を吸収する効果があるとともに、近年問題となっているヒートアイランド現象といった気温の上昇を抑える効果があるなど、地球環境の面からも有意義な存在です。

いったん開発された土地を再び元の状態に戻すことは非常に困難であり、また、緑や水辺は人間だけでなく自然界の様々な生物や循環に影響を与えるかけがえのない存在であるということ認識するためにも、今後は市民が緑にふれあい親しむことのできる取り組みを進めるとともに、開発と保全のバランスを図り、貴重な資源として将来にわたり保全することを目標とします。

##### ②都市公園等の整備と適正な配置

緑が豊かな山間部と比較し、市街地の緑はやや不足しているといえます。特に、中心市街地である四日市・駅川市街地では、市民が身近に訪れることのできる公園が十分に整備されていません。



市街地における公園の役割は、そこに住む人たちのコミュニケーションを深める場であるとともに、災害時の避難場所の役割も果たしてくれています。そこで、都市部における市民生活の質の向上や安全性の確保を図るため、「緑の基本計画」に基づき市街地における適正な公園の配置や整備を検討していきます。また、市街地内の低未利用地については公園等の都市的オープンスペースとして活用を検討します。

一方、市内に残る史跡や文化財等を活用した新たな公園を整備することにより、地域のまちづくりを推進するとともに、歴史・文化の次世代への継承に寄与します。

表. 都市公園・その他公園

## ■都市公園

	公園種別	名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率 (%)	備 考
1	街区公園	柳ヶ浦児童公園	0.40	0.40	100.0	
2		住吉児童公園	0.20	0.18	90.0	
3		子安児童公園	0.20			
4		新町児童公園	0.13	0.13	100.0	
5		原児童公園	0.27	0.27	100.0	用途地域外
6		坂ノ上児童公園	0.15	0.15	100.0	
7		城井児童公園	0.46	0.46	100.0	用途地域外
8		金屋公園	0.43	0.43	100.0	用途地域外
9	近隣公園	妙見池近隣公園	1.10	1.10	100.0	
10	地区公園	響山地区公園	8.20	8.20	100.0	用途地域外
11		鷹居地区公園	4.10	4.10	100.0	用途地域外
	計		15.64	15.42	98.6	

## ■その他公園

- 平和公園
- 法鏡寺廃寺跡公園
- スポーツ公園
- 緑地広場

## ③緑と水、ツーリズムとの連携による特色あるまちづくり

宇佐市には、響山地区公園や鷹居地区公園、妙見池近隣公園といった自然環境を活かした都市公園が整備されています。また、都市公園以外にも、宇佐風土記の丘や宇佐市総合運動場、平成の森公園などの大規模な公園が整備されていますが、それらの施設が効果的に活用されているとは言い難い状況です。

市民アンケートの結果からも、「河川敷などの水辺や森林などを活かした自然体験型公園の整備」を望む声が多いことから、今後は駅館川に沿って整備されているサイクリングロードや桜つつみ公園などのネットワーク化を図り、緑や水辺を身近に感じてもらえるような整備・PRを検討します。

また、農山漁村の緑は、それ自体が生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観として市民共有の財産であることから、観光・交流・地域づくりが一体となった「ツーリズム」との連携を推進し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていきます。

#### ④市民による緑化の推進と花いっぱい運動の拡大

緑化の推進に向けては、行政の取り組みだけでは限界があり、今後は市民一人ひとりが緑のまちづくりを担う主体であるという意識を持ってもらうことが必要です。そこで、市民・NPO・ボランティア団等や企業・事業所等と力を合わせ、身近な道路の緑化や公園等の植栽の維持・管理等、市民レベルによる緑化の推進体制の構築に取り組んでいきます。

また、宇佐市は、市民ボランティアによる花いっぱい運動、いわゆる“フラワーロード事業”が行われており、この取り組みを拡充することにより道路の緑化を推進して行きます。



### 4.3.2 緑地の確保、都市公園の整備目標

#### ①緑地の維持・確保

本市の土地利用は全体の60%を森林が占めています。また、大規模な公園や河川などにより、平野部においても比較的緑地が確保されています。

しかし、宇佐市国土利用計画では、「今後も人口は減少傾向にあるが、生活環境の整備等により宅地、道路等の都市的土地利用は引き続き増加する」と見込まれていることから、これに伴って緑地も減少することが予想されます。

このため、今後も都市的開発との調整を図りつつ、緑地の減少を極力抑えるとともに、保全すべき緑地の指定や公園等の整備により、将来にわたり緑を維持・確保していくことを目標とします。

#### ②都市公園の整備目標

地域の実情に配慮するとともに、緑の基本計画に基づき市民一人当たりの都市公園面積、誘致距離を勘案し計画的に都市公園の整備を推進します。

図. 公園・緑地整備方針図



## 4.4 安全・安心な都市づくりの方針

### <基本的な考え方>

#### ①防災対策の推進

宇佐市は、地形や地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流災害といった山地に起因する災害を受けやすい特質があり、大雨・長雨による斜面の崩壊、流出した土砂による貯水池の埋没や、河川の氾濫による浸水といった災害の発生が想定されます。

こういった予期せぬ風水害や火災、大規模地震等の発生に対し、災害に強い都市基盤づくりを推進するとともに、防災体制の確立や住民の自主防災体制の充実等により、官民一体となった災害対応能力の強化を図ります。

#### ②防犯都市づくりの推進

世の中には多種多様な犯罪があり、その手口はますます悪質・巧妙化しています。犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを実現するため、市民一人ひとりが防犯意識を持って、犯罪被害にあわないための行動を心がけることが必要です。

また、地域住民の方々により多くの自主防犯組織が結成され、防犯パトロールなどの積極的な防犯活動や各種防犯対策が実施されています。警察や防犯協会と連携・協力して自主防犯組織の育成強化を図るとともに、地域リーダーの育成を図ります。

### 4.4.1 災害に強い都市づくりの方針

#### ①災害の未然防止事業に関する計画

◆災害の発生を未然に防止するため、土砂崩れやがけ崩れ等の危険箇所の改修や、水害に強いまちづくりのための河川改修、農地の有効活用等による流域の保水・遊水機能の向上を図ります。

#### ②都市防災の推進に関する計画

◆道路や公園・緑地等は、災害時の避難路や避難場所、延焼遮断といった防災空間としての機能を備えており、都市防災の観点からこれら都市基盤施設の整備を推進します。また、避難場所となる学校施設、建物等の耐震化やライフラインの耐震化、被害防災備蓄品の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

◆ハザードマップの整備を推進し、危険場所や避難場所の周知に努めるとともに、地図情報システム（GIS）を活用した情報の共有化と迅速な避難活動に努めます。

#### ③防災体制の強化に関する計画

◆防災関係機関相互の緊密な連携・協力体制の確立を図り、災害を未然に防ぐための防災パトロールを実施するとともに、市民からの情報収集に努めます。

◆災害発生時や発生の恐れがある場合は、防災行政無線等を活用し、迅速かつ正確な情報を市民に提供するとともに、防災行政無線のデジタル化を行うことにより、情報伝達の一元化を推進します。

## 4.4.2 防犯都市づくりの方針

### ①防犯環境の整備

- ◆警察署・防犯協会等と連携を取り、情報収集を行いあらゆる広報媒体を活用して、情報提供を図ります。
- ◆防犯灯の設置など、防犯環境の整備に努めます。また、犯罪抑止効果が期待される街灯や、防犯灯の青色化について検討します。

### ②総合防犯体制の確立

- ◆関係団体と連携を図り、安全安心パトロール隊を育成し、地域ぐるみの安全活動を積極的に推進するとともに、市民・警察・防犯協会・行政が一体となり総合防犯体制の確立を目指します。

## 4.5 環境共生の方針

### <基本的な考え方>

利便性や経済性を優先させた社会経済活動等により、地球温暖化、オゾン層破壊、異常気象や環境ホルモンなど地球規模での環境問題が深刻化しています。このような中、市民の環境保護に対する関心も高まってきており、良好な自然環境や生活環境を適切に保全管理し、貴重な財産として次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、市民の環境保護に対する啓発、普及に努めるとともに、行政と事業者が協力しながら環境負荷を軽減する取り組みを推進します。

また、美しい海岸線や清流の河川を守るため、植物群落等の保全に留意しながら、護岸、親水空間の整備を行うとともに、汚水処理対策を推進します。上流地域においては、水源のかん養等の公益的機能を高めるために、適正かつ計画的な森林保全に努めます。

### 4.5.1 環境共生型都市づくりの方針

◆用途地域内を中心とする市街地ゾーンについては、既存の緑地の保全に努めるとともに、公共施設や身近な道路などの生活空間の緑の創出に努めます。市街地周辺の田園と住宅が混在する平野ゾーンについては、都市的土地利用と農地との共存に配慮し、自然環境と調和のとれた開発を図っていきます。都市計画区域外の山村ゾーンについては、宇佐市の象徴である駅館川の上流地域であることから、地域住民の生活利便性の向上に配慮しつつ、水質の向上や水源のかん養といった公益的機能を高めるため適正かつ計画的な森林保全に努め、自然環境の維持・共生を図っていきます。

◆本市の良好な自然環境を貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、「環境基本計画」を策定し、計画的な環境の保全・創造に関する施策を推進します。

### 4.5.2 循環型社会形成の方針

◆本市の恵まれた環境を未来へ継承するため、廃棄物の減量化、再資源化を推進し、「循環型社会」への移行を推進します。

◆「宇佐市地域新エネルギービジョン」及び「宇佐市バイオマスタウン構想」に基づき、新エネルギーの導入・啓発や循環型社会の形成に向けて市民や企業との協働により各種施策を展開していきます。

(宇佐市において考えられる新エネルギー)

- 太陽光発電・太陽熱利用
- バイオマスエネルギー…林産資源・農産資源・畜産資源・廃食用油（BDF）等
- 中小規模水力発電
- クリーンエネルギー自動車 等

### 4.5.3 環境保護の啓発・教育の方針

- ◆自然を大切にし、資源・環境・エネルギー問題に取り組む心を育むため、市民への啓発活動や学校・地域での環境活動を推進します。
- ◆乱開発を防止するため、事業者にも自然保護に配慮するよう周知に努めます。

### 4.5.4 下水道の整備方針

宇佐市生活排水処理施設整備構想に基づき、効率的な施設整備及び維持管理に努めます。

#### <公共下水道の整備>

- ◆公共下水道処理区域内においては、事業の進捗を図るとともに、接続率の向上を図ります。また、公共下水道処理区域外の用途地域については、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道等の早期整備を目指します。

#### <都市下水路の整備>

- ◆家屋への浸水解消や生活環境整備を図るため、都市下水路の維持・管理に努めます。

#### <その他排水処理施設の整備>

- ◆農業集落排水処理区域については、施設・機械の老朽化に伴う更新事業を実施し、適正な維持管理に努めます。
- ◆集合処理区域外については、合併処理浄化槽を積極的に推進していきます。

## 4.6 景観形成に関する方針

### <基本的な考え方>

豊かな水と長い海岸線、そして広大な緑が織りなす本市の自然は、有用な価値を持った限りある資源であり、この風土の中で調和してきた歴史的な街なみは、市民の日常に溶け込んだかけがえのない財産として、生活に安らぎと潤いを与える大きな役割を持っています。そこで、今後は海・山・川などの自然景観を良好な状態で残すとともに、歴史的な街なみ等の景観整備に努める必要があります。

### 4.6.1 景観計画の策定

景観法に基づく景観計画を策定し、市民・事業者・行政が協働のもと、自然環境の保全や都市環境の美化に努め、快適で美しい魅力ある都市景観の形成を図ります。

なお、本市は海・山・川などの自然景観が大きな財産となっており、歴史的な景観等とあわせ、個性ある宇佐市の景観を保全・形成していくため、景観計画の区域は市全域を対象とします。

### 4.6.2 景観形成の方針

#### ①自然景観

- ・豊かな自然と景観の保全を図るため、無秩序な開発を抑制し緑地や山林の保全を図ります。

(景観資源)

国東半島県立自然公園地域、御許山、和間海浜公園、和間海浜公園をはじめとする海岸景観を特徴づける松林、干潟、仙の岩、耶馬日田英彦山国定公園地域、鹿嵐山、岳切溪谷 等

#### ②歴史的・文化的景観

- ・市内に数多く点在する歴史的建造物、歴史的街なみの保全とそれらを活かした景観の形成を図ります。

(景観資源)

宇佐神宮、宇佐神宮の緑、東西本願寺四日市別院、四日市門前町、伝統的な町家、造り酒屋、レンガ造り（銀行跡）の建物、桜岡神社、陣屋門、宇佐風土記の丘、鷹栖観音堂、豊前芝原善光寺、東光寺五百羅漢、光岡城跡、城井一号掩体壕、深見五重の塔、鏝絵のある町並み、石橋 等

#### ③農山漁村景観

- ・宇佐市固有の美しい農山漁村景観の保全を図るとともに、ツーリズムと連携して、田園や農山漁村の維持・形成に努めます。

(景観資源)

宇佐平野、田園風景、県下随一の穀倉地帯、柳ヶ浦・長洲地区の漁村、ブドウ団地、日本型グリーンツーリズム発祥の地・先進地、両合棚田 等

#### ④市街地・道路景観等

- ・歴史的街なみを活かした景観形成に努めます。
- ・電線類の地中化や屋外広告物の規制、誘導による良好な沿道景観の形成を検討します。

(景観資源)

四日市地区、宇佐神宮周辺、柳ヶ浦駅、宇佐駅、国道10号沿道、官庁街、各種施設 等

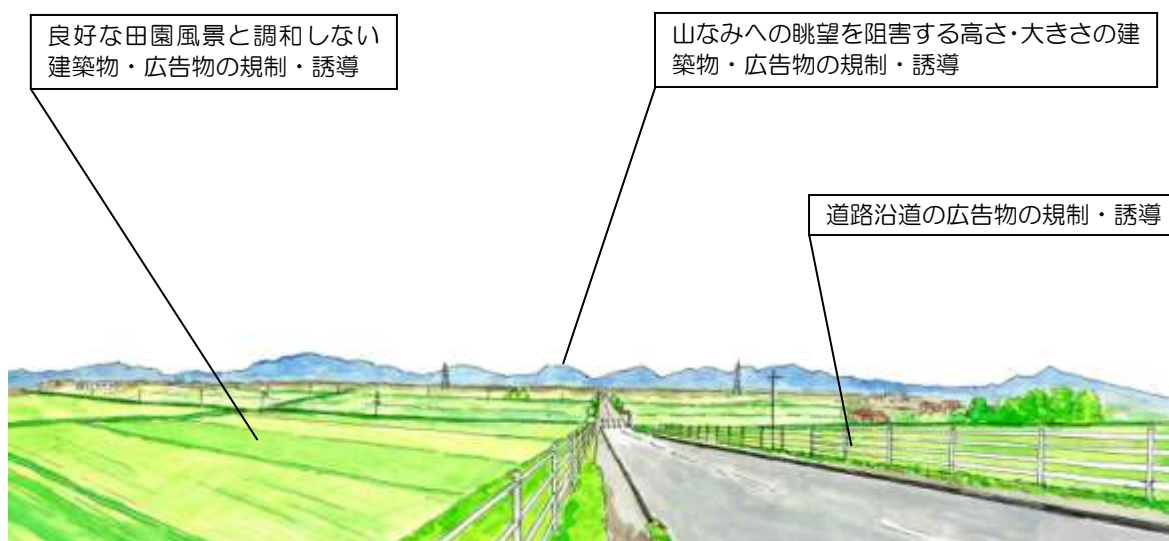


<景観形成のイメージ図>

■歴史的景観



■農村景観



## 4.7 交流するまちづくりの方針

### <基本的な考え方>

宇佐市は広大な農地や山林、漁村といった自然的資源に恵まれていますが、一次産業を取り巻く厳しい情勢や後継者不足といった要因から、農山漁村は衰退しつつあります。

一方、現代社会で忙しい日々を過ごす都市住民の中には、田舎暮らしや自給自足の生活を望む人や、スローライフを求める潜在的な欲求も高まりつつあると言われていています。特に、最近では農山村での体験学習を主体とするグリーンツーリズムが脚光を浴びており、こういった宇佐市が有する地域資源を効果的に活用することにより、高齢者の生きがいつくりや新たな産業の創出といった効果をもたらすことが期待されます。

“交流満足度日本一”を目指す宇佐市では、市の特性である「農」を軸とした観光と交流を推進し、交流人口の増加による地域の活性化を図るとともに、次代を担う子供たちに、農山漁村で生まれ育ったことを誇りに思えるようなまちづくりを推進し、定住人口の増加につなげます。

- ◆海と山を有する本市の恵まれた地域資源を生かし、イベント等の交流事業を通じて都市への情報発信を行いながら、農村・漁村の活性化を図ります。
- ◆需要の増加している教育旅行への対応として、都会の子供たちに対して、農村民泊を主体としたツーリズム体験学習や戦跡等を利用した平和学習を推進し、将来的な宇佐市ファンの増加に努めます。
- ◆住民参加による美化活動や地域づくり活動への支援、啓発活動の推進及び農泊受け入れ体制の整備等を図りながら、人に訪れてもらえるまちづくりを推進します。

4.8 全体構想図

これまでの検討を踏まえ、全体構想図を以下に示します。

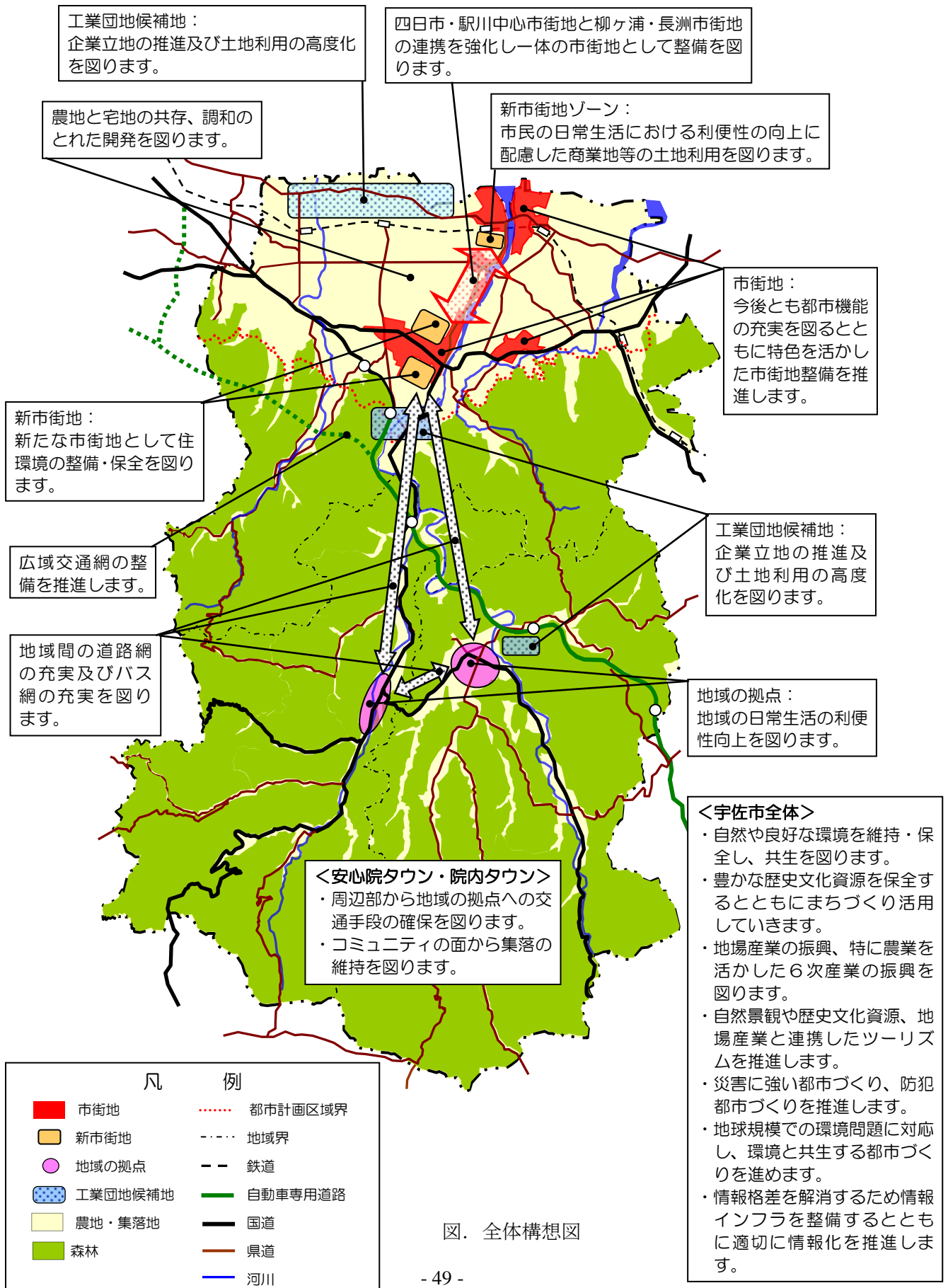


図. 全体構想図